

久留米市公告第141号

市庁舎2階厨房機器改修修繕の条件付一般競争入札に関する公告（令和6年久留米市公告第137号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

久留米市長 原口 新五

10 その他入札に関し必要な事項の（4）を（5）に、（3）を（4）に改め、（3）として次のように加える。

（3）同等品確認申請書受付

同等品による応札の場合は、次の手続きにより事前に財産管理課へ同等品の確認申請をしなければならない。

① 受付方法

次の書類を財産管理課までFAXまたはEメール、持参にて提出すること。

ア 指定様式『同等品確認申請書』（市ホームページからダウンロード）

イ 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）

② 受付期間

令和6年6月3日（月）まで

③ 送信先

12に記載

④ 回答について

本市ホームページ上に掲載。

⑤ 注意事項

入札前に指定された上記の方法で確認をとっていない物品で応札し、落札したことが落札後に判明した場合は、次のいずれかの対応となる。

ア 参考機種を納品するか、既に同等品として認められた物品を納入する。

イ 仕様を満たす物品の納入ができない場合には、落札後契約辞退の取扱いとなり、久留米市指名停止等措置要綱の規定による指名停止の措置を受ける。